

令和8年度女性人材の管理職及び経営幹部登用に係る研修等企画・運営業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務の目的

広島県では、企業が「多様な人材を活かし、その能力を最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげ、自社の競争力強化につながる経営」であるダイバーシティ経営を推進することを目指している。そのためには、性別、年齢、障がいの有無、国籍、性的指向など、多様な個性、価値観を持つ人材が活躍できる環境を整える必要があり、その第一歩として、最も早期に着手すべき「女性活躍」を推進しているところである。

本業務では、「女性人材の管理職及び経営幹部登用を促進し、女性人材の意思決定の機会を増加させること」をミッションに掲げ、県内各企業で働く管理職候補及び管理職の女性人材に対して、知識やスキルの習得支援、組織の枠組みを超えたネットワーク構築の機会の提供等を行う。

(1) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

(3) 予算額

11,625,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年3月5日（木）午後5時（必着）

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和8年3月9日（月）正午（午前12時）（必着）

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年3月11日（水）までに、公募型プロポーザル提案者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所 広島県商工労働局人的資本経営促進課

② 提案書提出期限 令和8年3月17日（火）午後3時（必着）

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、申請書を提出しなければならない。

注 グループで申請する場合は、グループの代表構成員が他の構成員の書類をとりまとめて提出すること。

◇提出書類

書類名	内容	備考
(ア) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書	グループで参加する場合は、グループ名を記載したうえで、代表構成員が記入して提出すること。	様式 1
(イ) 事業概要説明書	グループで参加する場合は、全ての構成員分について提出すること。	様式 2
(ウ) グループ構成書	グループで参加する場合のみ提出すること。	様式 3
(エ) 機密データの保存等に関する申出書	グループで参加する場合は、全ての構成員分について提出すること。	様式 4
(オ) 委任状	・グループで参加する場合のみ提出すること。 ・代表構成員を除く、全ての構成員分について提出が必要。	様式 5

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類(以下「申請書等」という)の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参、電子メール又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)ただし、グループの場合は、「委任状【様式 5】」の提出が必要のため、持参または郵送等に限ることとする。また、郵便等による場合は、2 (1)の期限までに必着することとする。
- (6) 仕様書及び別紙 (以下「仕様書等」という。)について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに仕様書等に対する質問書【様式 6】を電子メールにより提出すること。
担当窓口：広島県商工労働局人的資本経営促進課 (広島市中区基町 1 0 - 5 2)
電子メール：syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ電子メールで 2 (3)の期日までに回答する。
- (7) 審査方法等
- ① 審査方法
提案書の内容を基に、令和 8 年度女性人材の管理職及び経営幹部登用に係る研修等企画・運営業務公募型プロポーザル選定委員会が書面審査し、最優秀提案者を 1 者選定する。
- ② 審査内容
提案書について審査項目ごとに令和 8 年度女性人材の管理職及び経営幹部登用に係る研修等企画・運営業務公募型プロポーザル選定委員会における書面審査に係る評価基準に基づいて点数化し、最も合計点が高い提案をしたものを最優秀提案者とする。(審査項目ごとに配点は異なる。)なお、提案による業務については、協議の結果内容によっては、効果が低い等の理由により、実施しないこととする場合がある。
※全委員の合計点が最低基準点 900 点 (満点 (1500 点) の 6 割) に満たない提案は選定しない。
- ③ 結果の通知
令和 8 年 3 月 23 日 (月) までに、提案者全員に対し通知する。

- (8) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知（グループの場合は代表構成員にのみ通知）する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局人的資本経営促進課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和8年3月25日（水）正午（午前12時）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和8年3月27日（金）までに、書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払い（グループの場合は代表構成員に対する一括払い）とする。ただし、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の全額又は一部を概算払することができる。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、最優秀提案者の選定以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

公告に定めた方法により決定した最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 公正なプロポーザルの確保

- (1) 公募型プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 公募型プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。
- (3) 公募型プロポーザル参加者は選考前に、他の参加者に対して提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 公募型プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

5 その他

- (1) 提案書提出後、県から提案書の内容について質問すること及び提案書の補正を命じることがある。
- (2) 申請書提出後、公募型プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届【様式7】を提出すること。
なお、この場合にあっても、提出された書類は返却しない。

6 添付書類

- 公告
- 契約書(案)
- 仕様書
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式【様式1】
- 事業概要説明書の様式【様式2】
- グループ構成書の様式【様式3】
- 機密データの保存等に関する申出書の様式【様式4】
- 委任状の様式【様式5】
- 仕様書等に対する質問書の様式【様式6】
- 辞退届の様式【様式7】
- 提案書作成要領

【問い合わせ先】

広島県商工労働局人的資本経営促進課

担当 藤善(ふじよし)

電話 082-513-3419 (ダイヤルイン)